各 位



会 社 名 ト ピ ー 工 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 清水 良朗 (コード番号 7231 東・大・名証第1部) 問合せ先 総 務 部 長 熊澤 智 (TEL.03-3493-0777)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第115回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項に基づき、当社は株券電子化の施行日において株券を発行する 旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を 削除するとともに、単元未満株券の不発行に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めに ついても削除するものであります。(現行定款第7条、第8条第2項、第11条第3項) ただし、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿 管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設ける ものであります。(附則 新設)
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条、第11条第3項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線一は変更箇所を示しております。)

 現行定款
 変更案

 第2章 株 式
 第2章 株 式

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数<u>および単元未満株券の不発行</u>) 第8条 (省略)

2 当会社は、前条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところに ついてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

- 第<u>9</u>条 当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下</u>同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げ る権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集 株式の割当ておよび募集新株予約権 の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 (省略)

(株主名簿管理人)

- 第11条 (省略)
 - 2 (省略)
 - 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含 <u>む。以下同じ。)、</u>新株予約権原簿<u>および</u> <u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き その他の株主名簿、新株予約権原簿<u>およ</u> <u>び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社にお いてはこれを取り扱わない。

第 12 条~第 40 条 (省略)

(削除)

(単元株式数)

第7条 (現行どおり)

(削除)

(単元未満株式についての権利)

- 第<u>8</u>条 当会社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の権 利を行使することができない。
 - (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げ る権利
 - (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集 株式の割当ておよび募集新株予約権 の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 (現行どおり)

(株主名簿管理人)

- 第10条 (現行どおり)
 - 2 (現行どおり)
 - 3 当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権 原簿の作成ならびに備置きその他の株 主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する 事務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第11条~第39条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
	第2条 前条および本条は、平成22年1月5日 まで有効とし、平成22年1月6日をもっ て前条および本条を削るものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)定款変更の効力発生日平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上